

川越市法定外税導入検討委員会条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 2 9 号

川越市法定外税導入検討委員会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、法定外税の導入に関する事項について検討するため、川越市法定外税導入検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係事業者の代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。